



退職手当給付金

Severance pay provide

A

平成18年3月31日時点での 確定給付額

平成18年3月31日時点における加入者について、旧計算方法により平成18年3月31日で退会したと仮定した場合の確定給付額です。
なお、確定給付額の計算方法は次のとおりです。

平成17年4月～平成18年3月までの12ヶ月の
平均俸給月額



支給率(A)



平成18年3月までの加入月数

支給率(A)

平成18年3月までの加入期間

● 1年以上2年未満	35
	1000
● 2年以上5年未満	50
	1000
● 5年以上10年未満	55
	1000
● 10年以上20年未満	65
	1000
● 20年以上	70
	1000

B

平成18年4月1日以降の 加入者掛金と 利子(年利2%)との合計額



加入期間による 割増率

当該年度の本人の掛金額には年利1%を、前年度期末元利合計額には2%を付利します。ただし、加入・退会月により利率が変わります。(下記表を参照)
さらに、加入者の通算加入期間(掛金納付免除期間を含む)により割増率を掛けます。
なお、割増率については次のとおりです。

加入期間による割増率

1年以上:1.0倍	3年以上:1.2倍	4年以上:1.4倍
5年以上:1.6倍	6年以上:1.8倍	7年以上:2.0倍

加入時付利率表

加入月	乗数
	年間本人掛金に乗じる率
4月	1.01000
5月	1.00917
6月	1.00833
7月	1.00750
8月	1.00667
9月	1.00583
10月	1.00500
11月	1.00417
12月	1.00333
1月	1.00250
2月	1.00167
3月	1.00083

退会時付利率表

退会月	乗数	
	前年度の期末元利合計額に乗じる率	年間本人掛金に乗じる率
4月	1.00167	1.00083
5月	1.00333	1.00167
6月	1.00500	1.00250
7月	1.00667	1.00333
8月	1.00833	1.00417
9月	1.01000	1.00500
10月	1.01167	1.00583
11月	1.01333	1.00667
12月	1.01500	1.00750
1月	1.01667	1.00833
2月	1.01833	1.00917
3月	1.02000	1.01000

このように算出された **A** と **B** を合計した額を、退職手当給付金として支給いたします。ただし、加入期間が1年未満の方については支給いたしません。

